

償却資産申告書・給与支払報告書 ー提出は1月31日(金)までー

【償却資産申告書】

個人・法人を問わず、事業用の償却資産を所有している方は、今年の1月1日現在の資産状況を1月31日(金)までに住民課へ申告してください。

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額(費)が、所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものです。

- ①提出書類
・申告書
- ・種類別資産明細書

②課税標準額
今年の1月1日現在の償却資産の価格で課税台帳に登録された価格です。

③免税点
課税標準額の合計が150万円未満の場合は課

税されません。150万円未満になるかどうかは、償却資産の価格を計算した結果によりますので、償却資産の価格の多少にかかわらず、必ず申告してください。

④税額

課税標準額に100分の1・4(税率)を乗じて算出されます。

【給与支払報告書】

各事業主の方は、令和6年中に支払った給料・賞与・手当などを取りまとめた給与支払報告書を1月31日(金)までに住民課へ提出してください。

※問い合わせは、住民課

☎83・2190



令和7年度住民税(町・都民税)の申告 および令和6年分所得税の確定申告

■町職員による

申告の相談・受付

申告の相談受付は、電話による予約制とさせていただきます。

2月3日(月)午前9時から電話予約を開始します。希望する日と時間帯を予約してください。

*1人あたり30分、2人分相談する場合は、1時間を予約してください。1日30人分まで受付けます。

予約状況により希望する日時が予約できない場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

〔予約先〕

住民課 ☎83・2190

〔申告期間〕2月17日(月)～3月17日(月)(土曜日、日曜日および祝日を除く)

*2月23日(日)・3月2日(日)は、休日の申告受付を行います。

〔相談受付〕

- ・午前9時～11時30分
- ・午後1時～3時30分

〔会場〕役場地下1階会議室
なお、住民税申告書の提出のみの場合は、郵送または住民課窓口、古里出張所へ直接ご提出ください。

*ただし、つぎの場合は、相談・受付ができません。

- 土地や建物、株式などの譲渡所得や山林所得がある方
- 事業所得(営業等・農業)または不動産所得がある方で、青色申告決算書または收支内訳書の記入が済んでいない方

○医療費控除を受けるための医療費明細書の記入が済んでいない方

- 住宅借入金等特別控除を初めて申告する方
- 死亡した方の分の確定申告(準確定申告)
- 過年分の確定申告

■申告の際に

持参するもの

- 申告書(住民税申告の方)
- マイナンバーカードまたは通知カード+本人確認書類(運転免許証など)
- *代理の方が申告する場合は、委任状および委任された方の本人確認書類
- 給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書、公的年金等源泉徴収票など、収入が明らかになる資料
- 控除を受けるための証明書
- ・国民年金等控除証明書
- ・生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ・障害者控除を受ける方は、障害者手帳や愛の手帳など
- ・医療費控除を受ける方は、「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院、薬局の領収書を集計したもの)
- ・寄付金控除の証明書など
- その他
- ・前年に所得税確定申告書などを提出されている方は

《次ページへ続く》